

## 標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示について（概要）

### 1. 改正概要

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 29 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることを踏まえ、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条第 3 項に基づき国土交通大臣が公示している標準運送約款のうち、以下の約款について、商法（明治 32 年法律第 48 号）の改正に伴う所要の改正を行う。

- ・標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 575 号。以下「標準運送約款」）
- ・標準宅配便運送約款（平成 2 年運輸省告示第 576 号。以下「宅配便約款」）
- ・標準引越し運送約款（平成 2 年運輸省告示第 577 号。以下「引越し約款」）
- ・標準貨物軽自動車運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 171 号。以下「軽運送約款」）
- ・標準貨物軽自動車引越し運送約款（平成 15 年国土交通省告示第 172 号。以下「軽引越し約款」）
- ・標準靈きゅう運送約款（平成 18 年国土交通省告示第 1047 号。以下「靈きゅう約款」）

### 2. 改正内容

#### （1）電磁的方法による送り状の提供（改正商法第 571 条関係）

商法において、荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨新たに規定されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 8 条、宅配便約款第 3 条、軽運送約款第 8 条

#### （2）危険物に関する通知義務（改正商法第 572 条関係）

商法において、荷送人は、運送品が危険物であるときは、その引渡しの前に、運送人に対して、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該危険物の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない旨新たに規定されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 15 条、軽運送約款第 15 条

#### （3）運送賃の請求権（改正商法第 573 条関係）

商法において、運送品が不可抗力によって滅失したときに加え、運送品が不可抗力によって損傷したときについても、運送人は運送賃を請求できないこととされたことを踏まえ、標準運送約款及び軽運送約款について、運送人は、運送品の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は運送人が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷が生じた運送品に係る運賃、料金等を請求できないこととする旨の規定に改めることとする。

また、靈きゅう約款についても、同様の観点から所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第 35 条、軽運送約款第 35 条、靈きゅう約款第 19 条

#### (4) 運送人の損害賠償責任（改正商法第575条関係）

商法において、損害賠償責任の内容及び立証責任に関する規定が明確化されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

[関係条項] 標準運送約款第39条、宅配便約款第21条、引越約款第22条、軽運送約款第39条、軽引越約款第22条、靈きゅう約款第23条

#### (5) 損害賠償の額（改正商法第576条関係）

商法において、運送品が滅失又は損傷した場合の損害賠償の額については、引渡しがされるべき地及び時における運送品の価格によって定めることとされたことを踏まえ、損害賠償額の算定に係る規定について所要の改正を行うこととする。

[関係条項] 標準運送約款第47条、軽運送約款第46条

#### (6) 高価品に関する特則の適用除外（改正商法第577条関係）

商法において、運送委託時に通知のなかった高価品の滅失等に関して運送人が免責される旨の規定について、①運送契約の締結の当時、運送人が運送品を高価品であると知っていた場合、②運送人の故意又は重大な過失によって運送品の滅失、損傷又は延着が生じた場合、には適用されない旨条文上明確化されたことを踏まえ、同旨の規定を追加することとする。

[関係条項] 標準運送約款第45条、軽運送約款第44条

#### (7) 運送品の供託・競売等（改正商法第582・583条関係）

商法において、運送品を競売する場合の手続について、損傷等による価格の低落のおそれがある運送品については、運送品の処分につき指図すべき旨の催告なく競売に付することができる旨規定されたことを踏まえ、同旨の規定を改正を行うこととする。

また、運送品の寄託・供託・競売・任意売却を行った際の通知先について、商法の規定にならい、荷受人を確知することができない場合は「荷送人」、荷受人が受取を拒む場合等は「荷送人及び荷受人」に通知すべき旨明確化を行うこととする。

[関係条項] 標準運送約款第23条～第26条、軽運送約款第23条～第26条

#### (8) 荷受人の権利の行使による荷送人の権利の喪失（改正商法第581条関係）

商法において、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失した場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人はその権利行使することができないこととされたことを踏まえ、運送品の処分権に係る規定について、所要の改正を行うこととする。

また、靈きゅう約款についても、同様の観点から、所要の改正を行うこととする。

[関係条項] 標準運送約款第27条、軽運送約款第27条、靈きゅう約款第13条

#### (9) 運送人の責任の消滅（改正商法第584・585条関係）

商法において、運送品に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合における運送人の責任の消滅に関する規定について、利用運送人が実運送人に対し求償する場合においては、所定の通知期間を、利用運送人が通知を受けた時から2週間を経過する時まで延長されたものとみなすこととする旨の規定が新設されたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第46条、宅配便約款第24条、引越約款第27条、軽運送約款第45条、軽引越約款第25条

また、運送人の責任の消滅時効に関する規定について、①運送品の受取の日から1年以内に裁判上の請求をしなければ運送人の責任は消滅すること（除斥期間）、②この期間は、損害発生後に限り合意により延長することができること、③利用運送人が実運送人に対し求償する場合においては、①の期間を、利用運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた時から3か月を経過する時まで延長されたものとみなすこと、と改められたことを踏まえ、同旨の改正を行うこととする。

また、靈きゆう約款についても、同様の観点から、所要の改正を行うこととする。

〔関係条項〕 標準運送約款第49条、宅配便約款第27条、引越約款第27条、軽運送約款第48条、軽引越約款第27条、靈きゆう約款第29条

#### (10) 貨物引換証（現行商法第571～575条、第584条）

商法において、貨物引換証に関する規定が削除されたことを踏まえ、関連規定を改正又は削除することとする。

〔関係条項〕 標準運送約款第13条、第21条、軽運送約款第13条、第21条

#### (11) その他所要の改正（表現の適正化等）

### 3. スケジュール

公 布： 平成31年3月8日

施 行： 平成31年4月1日

○国土交通省告示第三百二十一号

平成三十一年三月八日

（標準靈きゅう運送約款の一部改正）

第六条 標準靈きゅう運送約款（平成十八年国土交通省告示第千四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改 正 後

(遺体の性質の確認)

第五条 当店は、遺体の運送の申込みがあつたときは、その遺体の性質を通知することを依頼人に求めることができます。

(引受拒絶)

第六条 当店は、次の各号に掲げる場合には、遺体の運送の引受けを拒絶することができます。

- 一 当該運送の依頼が、この運送約款によらないものであるとき。
- 二 依頼人が、前条の通知をせず、又は第八条第一項の要求に応じなかつたとき。
- 三 当該運送に適する設備等がないとき。
- 四 当該運送に関し、依頼人から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(運送に関する通知)

第七条 依頼人は、当店に次の事項を通知しなければなりません。

- 一 出発地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 二 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金」という。）の支払に関する事項
- 三 依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
- 四 その他遺体の運送に関し必要な事項

改 正 前

(遺体の性質の確認)

第五条 当店は、遺体の運送の申込みがあつたときは、その遺体の性質を明告することを依頼人に求めることができます。

(引受拒絶)

第六条 当店は、次の各号に掲げる場合には、遺体の運送の引受けを拒絶することができます。

- 一 当該運送の依頼が、この運送約款によらないものであるとき。
- 二 依頼人が、前条の明告をせず、又は第八条第二項の要求に応じなかつたとき。
- 三 当該運送に適する設備等がないとき。
- 四 当該運送に関し、依頼人から特別の負担を求められたとき。
- 五 当該運送が、法令又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- 六 天災その他やむを得ない事由があるとき。

(運送に関する明告)

第七条 依頼人は、当店に次の事項を明告しなければなりません。

- 一 出発地及び到着地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）
- 二 運賃、料金、立替金その他の費用（以下「運賃、料金」という。）の支払に関する事項
- 三 依頼人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号
- 四 その他遺体の運送に関し必要な事項

(受取及び引渡しの場所)

第十二条 当店は、通知された出発地において依頼人又はその指定する者（以下「依頼人等」という。）から遺体を受け取るとともに、通知された到着地において当該依頼人等に遺体を引き渡します。

(指図)

第十三条 依頼人は、当店に対して、遺体の運送の中止その他の運送内容の変更につき指図をすることができます。  
2 前項に規定する依頼人の権利は、遺体が到着地に到着した場合に依頼人して、依頼人が遺体の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。が遺体の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。  
3 第1項に規定する指図に従つて行う運送内容の変更に伴い生じた費用は、依頼人の負担とします。

(運賃請求権)

第十九条 当店は、遺体の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店の責めに帰すべき事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた遺体に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は、既に運賃、料金等は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、遺体の全部又は一部がその性質又は依頼人の責めに期すべき事由によつて滅失したときは、運賃、料金の全額を收受します。

(責任と举証)

第二十三条 当店は、遺体の受取から引渡しまでの間にその遺体が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は遺体が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がした者がその遺体の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなければなりません。した者がその遺体の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなければなりません。

(受取及び引渡しの場所)

第十二条 当店は、明告された出発地において依頼人又はその指定する者（以下「依頼人等」という。）から遺体を受け取るとともに、明告された到着地において当該依頼人等に遺体を引き渡します。

(指図)

第十三条 依頼人は、当店に対して、遺体の運送の中止その他の運送内容の変更につき指図をすることができます。  
2 前項に規定する依頼人の権利は、遺体が到着地に到着した後に依頼人がその引渡しを請求したときは、消滅します。  
3 第1項に規定する指図に従つて行う運送内容の変更に伴い生じた費用は、依頼人の負担とします。

(運賃請求権)

第十九条 当店は、遺体の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由又は当店の責めに帰すべき事由により滅失したときは、その運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は、既に運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

2 当店は、遺体の全部又は一部がその性質又は依頼人の責めに期すべき事由によつて滅失したときは、運賃、料金の全額を收受します。

(責任と举証)

第二十三条 当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が遺体の受取、引渡し、保管及び運送に關して注意を怠らなかつたことを証明しない限り、遺体の滅失、損傷又は運送の遅延について損害賠償の責任を負います。

なかつたことを証明したときは、この限りではありません

(運送に関する通知の不完全等の責任)

- 第二十四条 当店は、第七条の規定による依頼人の通知が不実であったために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、依頼人はその損害を賠償しなければなりません。

(除外期間)

- 第二十九条 当店の責任は、遺体の引渡しがされた日（遺体の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
- 2|| 前項の期間は、遺体の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
- 3|| 依頼人が第三者から委託を受けた遺体の運送を当店が行う場合において、依頼人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、依頼人に對する当店の責任に係る同項の期間は、依頼人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過するまで延長されたものとみなします。

(運送に関する明告の不完全等の責任)

- 第二十四条 当店は、第七条の規定による依頼人の明告が不実であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、依頼人はその損害を賠償しなければなりません。

(時効)

- 第二十九条 当店の責任は、依頼人が遺体を受け取った日から一年を経過したときは、時効によつて消滅します。
- 2|| 前項の期間は、遺体の全部滅失の場合においては、その遺体の引渡しを行つべきであつた日からこれを起算します。
- 3|| 前二項の規定は、当店がその損害を知りつつ依頼人等に告げなかつた場合には、適用しません。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準靈きゆう運送約款の適用については、なお従前の例による。